

発行／美郷町役場 編集／総務課 秘書広報班  
〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10  
美郷町ホームページ <https://www.town.misato.akita.jp>  
美郷町メールアドレス [info@town.misato.akita.jp](mailto:info@town.misato.akita.jp)

令和7年4月6日(日)は秋田県知事選挙の投票日です

「投票は、私たちのことばだ。」

1. 日程

告示日 ● 3月20日(木・祝)

投票日時 ● 4月6日(日) 午前7時～午後7時

2. 美郷町で投票できる方

- ・平成19年4月7日以前に生まれた方
  - ・令和6年12月19日以前から美郷町に住所を有している方
- ※投票は、町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

3. 期日前投票について

|                                   |                                                                         |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 期<br>※期日前投票所によって投票<br>できる期間が異なります | 間<br>【美郷町役場】 3月21日(金)～4月5日(土)<br>【美郷町中央ふれあい館・美郷町南ふれあい館】 4月2日(水)～4月5日(土) |
| 時                                 | 間<br>午前8時30分～午後8時                                                       |
| 期日前投票ができる人                        | 選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの方                                             |
| 必 要 な も の                         | 入場券 ※入場券裏面の「宣誓書」に、投票する方の住所、氏名をあらかじめ記入してください。                            |

4. 不在者投票の請求は、お早めに

(1)仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在している方、またはそのような見込みのある方は、滞在地において不在者投票ができます。請求用紙は町ホームページに掲載されていますので、ご自身で印刷し、滞在地の住所地名が分かるものを持参の上、お早めに手続きをしてください。

また、病院や施設等に入院または入所している方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合がありますので、まずはそちらにお問い合わせください。

(2)郵便等による不在者投票について

次のいずれかに該当する方は不在者投票の請求ができます。

|   |                                                   |
|---|---------------------------------------------------|
| ① | 身体障害者手帳をお持ちで障害の程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能等の障害の方は2級以上)の方 |
| ② | 戦傷病者手帳をお持ちで障害の程度が第3項症以上(ただし、両下肢等の障害の方は第2項症以上)の方   |
| ③ | 要介護状態区分が要介護5の方                                    |

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、お早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

☎ 美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局 ☎0187(84)1111

広報美郷お知らせ版の発行は本号をもって終了します

今年4月から、広報美郷は月1回発行(毎月1日。1日が祝休日の場合は直前の平日)にすることとなりましたので、広報美郷「おしらせ版」の発行は本号をもって終了します。

また、広報美郷の発行回数に合わせて、町からの全戸配布回数も月1回に変更となります。

☎ 町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111